

# 短期給付における 個人情報の取り扱いについて

組合員および被扶養者並びに年金受給者の皆さんの個人情報、共済組合が業務を行う上でなくてはならないものであり、その取り扱いについては共済組合の個人情報保護に関する基本方針に基づき安全に保管し、適正に取り扱うことを最大の課題と認識し事業運営を行っています。

## 給付方法と医療費のお知らせに関する同意について

共済組合では、皆さんが医療機関の窓口で高額な自己負担額を支払った場合、組合員からの請求に基づかず、医療機関からのレセプトに基づき給付をしています。また、医療費増高対策のひとつとして、医療費や健康に関心を持っていただくことを目的に、世帯単位で医療費のお知らせを作成しています。これらの取り扱いについては本人の同意が求められています。つきましては、次のことについて皆さんからのご異義がなければ同意されたものとみなしますのでご了承ください。

- ① 高額療養費、一部負担金払戻金等を本人の請求に基づかず支給すること
- ② 「短期給付決定及び送金通知書」（一覧表）を所属所長に送付すること
- ③ 「医療費のお知らせ」を世帯単位で作成すること

なお、①について同意されない場合は、高額療養費、一部負担金払戻金等は組合員の皆さんがその都度共済組合へ請求していただくこととなります。

## 組合員証は大切に

組合員証や遠隔地被扶養者証は、皆さんが医療機関で受診する際、共済組合の組合員や被扶養者であることを証明する大事なものですから大切に保管してください。もし盗難や紛失があった場合、さまざまなトラブルのもとになりかねません。必ず警察へ届け出ると同時に、所属所の共済事務担当課を通じて共済組合へ速やかに再交付の申請を行ってください。また組合員証や遠隔地被扶養者証の記載内容で自分で勝手に書き換えないでください。記載してある氏名・生年月日・住所等に変更や誤りがあった場合は、速やかに所属所の共済事務担当課を通じて共済組合へ届け出てください。

退職後の組合員証等は直ちに所属所の共済事務担当課を通じて共済組合へお返しください。

## 合併すると組合員証の 記号・番号が変わります

合併により所属所名が変わると、組合員証の記号・番号も変わります。医療機関等で受診の際は、記号・番号が変わったことを窓口で申し出てください。医療機関等では、過去に受診したときの皆さんの記録を保存し、これらのデータを基に共済組合へ医療費を請求します。従って、新しい組合員証を提示するだけでなく、記号・番号が変わったことを窓口で必ず申し出てください。